

三重県環境管理マニュアル		章	4. 5
表題	環境マネジメントシステムの要求事項	制定日	平成 11 年 10 月 1 日
	点検（不適合並びに是正処置及び予防処置） （第 23 版）	改定日	<u>平成 23 年 9 月 30 日</u>

4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置

組織は、システムの運用管理において、次に示す不適合事項が発見された場合、または予見される場合には、その原因を調査し、環境影響を緩和するための処置をとり、是正及び予防処置を実施する手順を定め、維持する。

ただし、内部環境監査による指摘事項の是正等は「4.5.5 内部監査」で扱う。

- ① 法規制等の違反
- ② 環境目的・目標の未達成（重点目標の庁内オフィスごみ、温室効果ガス、コピー用紙の場合に限る。ただし、「三重県環境マネジメントハンドブック」で定める突発的事項が原因の場合は除く。これ以外のものについては、内部コミュニケーション及び年度末レポートで対応する。）
- ③ 審査登録機関による指摘（不適合事項に限る）
- ④ その他、環境管理責任者が不適合と判断したもの

(1) 不適合の原因調査と是正処置の計画及び実施

室長等・事務所長等（②の場合、室長等・事務所長等及び総括環境推進員）は、不適合を発見したときは、環境推進員に、次の事項を指示する。

- ア 不適合の事項を調査し、その原因を明確にする。
- イ 不適合の環境影響の程度を把握し、環境影響を速やかに緩和することが必要な場合は、緊急処置を実施する。
- ウ 不適合の原因調査に基づき、環境影響の程度に応じた是正処置計画を立てる。
- エ 環境推進員は、上記アからウの内容に基づき是正処置報告書（様式 1）を作成し、室長等・事務所長等（②の場合、室長等・事務所長等及び総括環境推進員）の確認を得て、ISO サーバに登録する。
- オ 是正処置計画に基づき是正処置を実施する。

(2) 是正処置結果の報告

- ア 環境推進員は、実施した是正処置の内容と結果に基づき是正処置報告書を作成し、室長等・事務所長等（②の場合、室長等・事務所長等及び総括環境推進員）の確認を得て、ISO サーバに登録する。
- イ 室長等・事務所長等（②の場合、室長等・事務所長等及び総括環境推進員）は、とられた是正処置の有効性を検証する。

(3) 予防処置の計画及び実施

室長等・事務所長等（②の場合、室長等・事務所長等及び総括環境推進員）は、不適合の発生が予見される場合は次の事項を実施する。

- ア 不適合の発生が予見される事項を調査し、その原因を明確にする。
- イ 予防処置計画を立てる。
- ウ 上記ア及びイの内容に基づき予防処置報告書（様式 2）を作成し、室長等・事務所長等（②の場合、室長等・事務所長等及び総括環境推進員）の確認を得て、ISO サーバに登録する。
- エ 予防処置計画に基づき予防処置を実施する。

(4) 予防処置結果の報告

- ア 環境推進員は、実施した予防処置の内容と結果に基づき予防処置報告書を作成し、

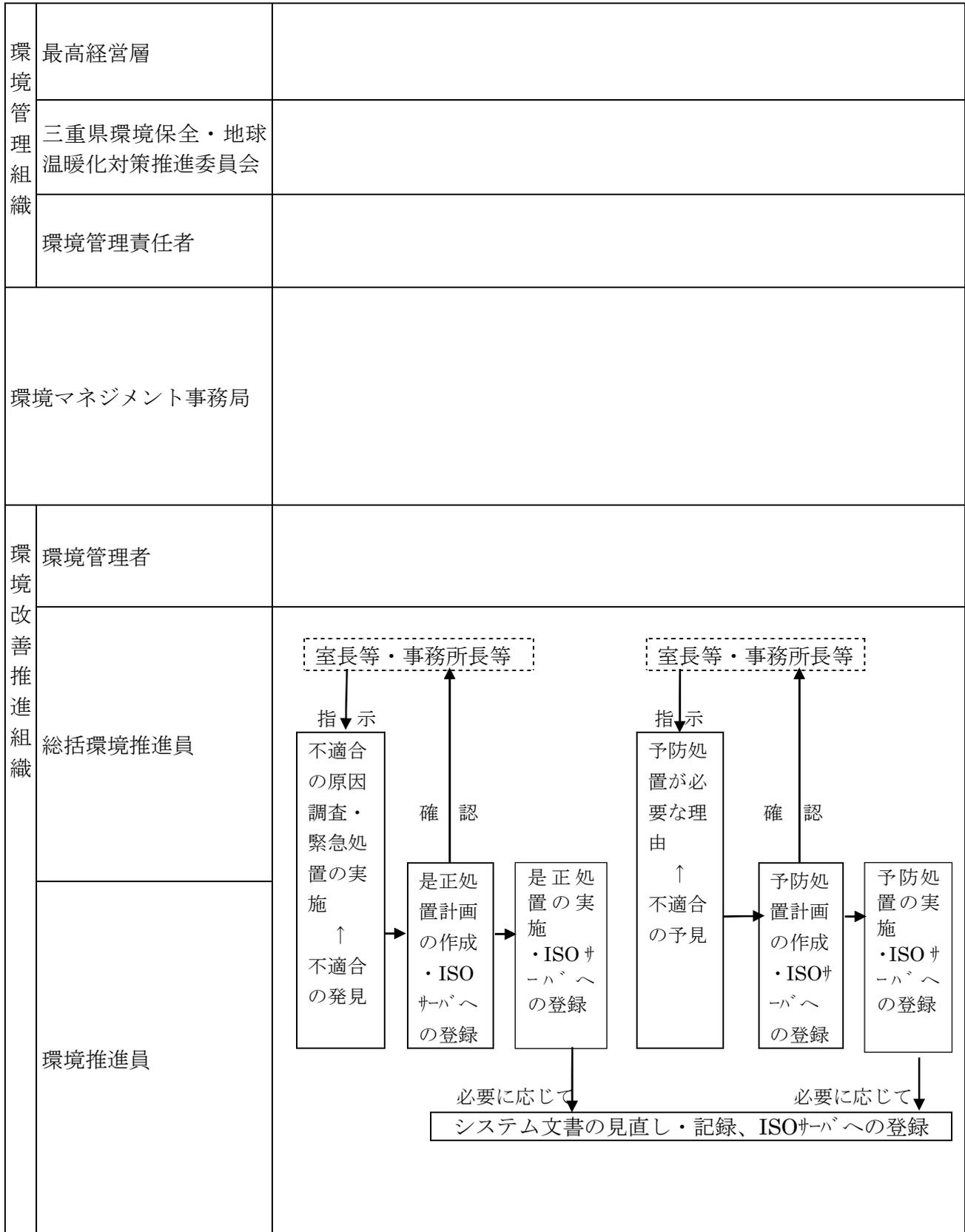
室長等・事務所長等（②の場合、室長等・事務所長等及び総括環境推進員）の確認を得て、ISO サーバに登録する。

イ 室長等・事務所長等（②の場合、室長等・事務所長等及び総括環境推進員）は、とられた予防処置の有効性を検証する。

（5）システム文書の見直し

是正処置及び予防処置の実施に伴い、システム文書を変更する必要がある場合は、該当する文書を管理する室等・事務所等の環境推進員は、「4.4.5 文書管理」の規定に基づき見直しを実施し、その記録を ISO サーバへ保存する。

不適合ならびに是正処置及び予防処置フロー



(様式1)

是 正 処 置 報 告 書

	室等・事務所等名		作成年月日	
是 正 処 置 計 画	(不適合事項の内容)			
	(不適合の原因)			
	(緊急処置の内容)			
	(計画の内容)			
		確認者	確認者	作成者
		総括環境推進員	室長等・事務所長等	

	(是正処置の内容)	作成年月日	
是 正 処 置 の 実 施	(是正処置の結果)		
		確認者	確認者
		総括環境推進員	室長等・事務所長等
			作成者

(様式2)

予 防 処 置 報 告 書

	室等・事務所等名		作成年月日	
予 防 処 置 計 画	(予防処置が必要な理由)			
	(計画の内容)			
		確認者	確認者	作成者
	総括環境推進員	室長等・事務所長等		

	(予防処置の内容)	作成年月日		
予 防 処 置 の 実 施	(予防処置の結果)			
		確認者	確認者	作成者
		総括環境推進員	室長等・事務所長等	